

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

広島県公安委員会
委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第 5 号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和36年広島県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 1（第 6 条関係）					別表第 1（第 6 条関係）				
被貸与者	品目	員数	使用期間		被貸与者	品目	員数	使用期間	
交通 機動 隊員 等	乗車用ヘルメット	1 個	36 月		交通 機動 隊員 等	乗車用ヘルメット	1 個	36 月	
	交通乗車服（冬服）	1 着	18 月			交通乗車服（冬服）	1 着	18 月	
	交通乗車服（防寒服）	1 着	30 月			交通乗車服（防寒服）	1 着	30 月	
	交通乗車服（合服）	1 着	9 月			交通乗車服（合服）	1 着	9 月	
	交通乗車服（夏服）	1 着	6 月			交通乗車服（夏服）	1 着	6 月	
	雨衣	1 着	36 月			雨衣	1 着	36 月	
	マフラー	1 枚	5 月			マフラー	1 枚	5 月	
	乗車靴	1 足	12 月			乗車靴	1 足	12 月	
	帯革	1 組	12 月			帯革	1 組	12 月	
	乗車用手袋	1 組	12 月			乗車用手袋	1 組	12 月	
	夜光チョッキ	1 着	36 月			夜光チョッキ	1 着	36 月	
	警笛つりひも	2 本	24 月			警笛つりひも	2 本	24 月	
	白帽子覆い	1 個	12 月			白帽子覆い	1 個	12 月	
	帽子	1 個	24 月			帽子	1 個	24 月	
	<u>白あごひも</u>	<u>1 本</u>	<u>12 月</u>						
	訓練服	1 着	24 月			訓練服	1 着	24 月	
略					略				
交通	ヘルメット	1 個	36 月		交通	ヘルメット	1 個	36 月	
機動	帯革	1 組	12 月		機動	帯革	1 組	12 月	
隊員	夜光チョッキ	1 着	36 月		隊員	夜光チョッキ	1 着	36 月	
等以	交通腕章	1 個	12 月		等以	交通腕章	1 個	12 月	
外の	警笛つりひも	2 本	24 月		外の	警笛つりひも	2 本	24 月	
交通	交通活動用長靴	1 足	12 月		交通	交通活動用長靴	1 足	12 月	
警察	帽子覆い	1 個	12 月		警察	帽子覆い	1 個	12 月	
官	<u>白あごひも</u>	<u>1 本</u>	<u>12 月</u>		官				
略					略				

附 則

この公安委員会規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。